香川県動物愛護推進員設置要綱

第一 目的

この要綱は、県民への動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発を図るために、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律105第号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、香川県動物愛護推進員(以下「推進員」という。)を設置し、その円滑な実施に必要な事項を定めるものとする。

第二 活動内容 (職務)

- 1 推進員は、法第2条の基本原則に則り、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため に、次に掲げる活動を行なう。
 - (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深める活動をすること。
 - (2) 県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県等が行う施策に必要な協力をすること。
 - (5) その他動物の愛護と適正な飼養の推進に知事が必要と認めること。
- 2 推進員は、動物の適正な飼養又は保管についての助言に苦慮する場合は、動物監視員と 連携を密にすること。
- 3 推進員の活動範囲は、原則として居住地を所管する保健所管内とする。

第三 推進員の委嘱

- 1 知事は、香川県動物愛護推進懇談会(以下「懇談会」という。)に対し推進員の推薦を依頼し、懇談会から香川県動物愛護推進員候補者の推薦書(様式第1号)により推薦を受けた者を、推進員として委嘱することができる。
- 2 1の推進員は、県内(高松市を除く。)に居住する者で、次のいずれかの項目に該当する者でなければならない。
 - (1) 動物を適正に飼養し、地域での動物の飼養等について模範となる者
 - (2) 地域の実状に精通し、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と識見があり動物の愛護に関する活動実績のある者
 - (3) 獣医師、その他動物に関する知識を有する者及び動物取扱業者等で、現に飼育動物を扱っている者
 - (4) 学校飼育動物を通して、動物の愛護と適正な飼養に努めている教員
 - (5) その他懇談会が適当と認めた者
- 3 知事は、推進員の委嘱が内定した候補者のうち、承諾書(様式第2号)の提出のあった 者に対し、委嘱状(様式第3号)を交付するものとする。

第四 推進員の責務(遵守事項)

推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県等が主催する研修会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めなければならない。
- (2) 推進員がその活動を行うときは、適正な飼養等の助言をうける者の人格を遵守するとともに、プライバシーの保護に配慮し、常に県民への公平性、信頼性の確保に努めなければならない。
- (3) 第二に規定した活動を遂行する上で知り得た個人のプライバシーに属する情報を他

に漏らしてはならない。また、推進員でなくなったときも同様とする。

(4) 推進員がその活動を行うときは、動物愛護推進員の証(様式第4号)を携行し、必要に応じ提示しなければならない。

第五 任期

- 1 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 知事は、推進員の任期中に当該推進員を解嘱した場合は、補欠の推進員を委嘱することができる。
- 3 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六 解嘱

- 1 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は知事が必要と 認めたときは、任期中であっても、推進員の委嘱を解くことができる。
 - (1) 推進員が第三の2の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
 - (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の責務を遵守しなかったとき。
 - (4) 本人からの申し出があったとき。
 - (5) 推進員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (6) その他推進員として必要な適格性を欠くとき。
- 2 推進員は、前項の規程により解嘱されたときは、動物愛護推進員の証を知事に返納しなければならない。

第七 定数

推進員の定数は、40名程度とする。

第八 活動報告

推進員は、活動計画書(様式第5号)、活動報告書(様式第6号)及び活動記録書(様式第7号)を、半年毎に推進員の居住地を管轄する保健所長に報告すること。

第九 動物愛護推進員会議

保健所長は、推進員活動や動物の愛護及び管理に関する事業の円滑な推進を図るため、 必要に応じ、動物愛護推進員会議を設けることができる。

第十 謝礼、報酬等

推進員は、ボランティアで活動を行うこととし、謝礼、報酬等は支給しないこととする。

第十一 その他

この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成14年11月1日から施行する。
- この要綱は、平成14年11月26日から施行する。
- この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年6月15日から施行する。
- この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

高松市動物愛護推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第 105号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき高松市動物愛護推進員(以下「推進 員」という。)を設置し、その円滑な活動に必要な事項を定め、市民の動物愛護精神の高揚と 動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

(活動)

- 第2条 推進員は、法第2条の基本原則に基づき、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図る ため、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深める活動をすること。
 - (2) 市民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - (3) 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - (4) 犬, ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市等が行う施策に 必要な協力をすること。
 - (5) その他動物の愛護と適正な飼養の推進に市長が必要と認めること。
- 2 推進員の活動範囲は、原則として高松市内とする。
- 3 推進員は,第1項各号の活動を行うに当たっては,高松市保健所長に対して技術的な助言 を求めることができる。

(定数)

第3条 推進員の定数は、40人とする。

(委嘱等)

- 第4条 市長は、香川県動物愛護推進懇談会設置要綱(平成19年香川県制定)に定める香川 県動物愛護推進懇談会(以下「懇談会」という。)に対し推進員の推薦を依頼し、懇談会か ら高松市動物愛護推進員候補者の推薦書(様式第1号)により推薦を受けた者を、推進員と して委嘱することができる。
- 2 前項の推進員は高松市内に住所を有する 2 0 歳以上の者で, 次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 動物を適正に飼養し、地域での動物の飼養等について模範となる者
 - (2) 地域の実状に精通し、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と識見があり、動物の愛護に関する活動実績のある者
 - (3) 獣医師その他動物に関する知識を有する者および動物取扱業者等で、現に飼育動物を扱っているもの
 - (4) 学校飼育動物を通して、動物の愛護と適正な飼養に努めている教員
 - (5) その他懇談会が適当と認めた者
- 3 市長は、推進員の委嘱が内定した候補者のうち、承諾書(様式第2号)の 提出のあった者に対し、委嘱状(様式第3号)を交付するものとする。 (遵守事項)
- 第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 市等が主催する研修会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めること。
 - (2) 推進員がその活動を行うときは、適正な飼養等の助言を受ける者の人格 を遵守するとともに、プライバシーの保護に配慮し、常に市民への公平性、 信頼性の確保に努めること。

- (3) 前号に規定する活動を遂行する上で知ることのできた個人のプライバシーに属する情報を他に漏らさないこと。推進員でなくなった後も、同様とする.
- (4) 推進員がその活動を行うときは、動物愛護推進員の証(様式第4号)を携帯し、必要に応じ提示すること。

(任期)

- 第6条 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 市長は、推進員の任期中に当該推進員を解嘱した場合は、補欠の推進員を委嘱することができる。
- 3 補欠の推進員の任期は,前任者の残任期間とする。 (解嘱)
- 第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、任期中であっても推進員の委嘱を解くことができる。
 - (1) 推進員が第4条第2項の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
 - (3) 疾病等の特別な理由がなく、推進員の責務を遵守しなかったとき。
 - (4) 本人からの申し出があったとき。
 - (5) 推進員としての職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 2 推進員は、前項の規定により解嘱されたときは、動物愛護推進員の証を市長に返納しなければならない。

(活動報告)

第8条 推進員は、その活動について、活動計画書(様式第5号)、活動報告書(様式第6号)および活動記録書(様式第7号)により、半年ごとに市長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 市長は、推進員活動や動物の愛護および管理に関する事業の円滑な推進を図るため、必要に応じ、動物愛護推進員会議を設けることができる。

(謝礼,報酬等)

第10条 推進員は、ボランティアで活動を行うこととし、謝礼、報酬等は支給しないこととする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。